

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

8月13日、外務省はアストラゼネカ(AZ)製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、成田空港及び羽田空港にて実施中の一時帰国者等向けワクチン接種事業においても、条件を満たす希望者に対して、8月25日から AZ製ワクチン接種を開始する旨発表しましたので概要を以下の通りお知らせします。

### 1 接種対象者等

本事業の対象者のうち、以下の条件を満たす方は、AZ製ワクチンの接種が可能となります。

(1)既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念等がある方

(2)アレルギー等により、mRNAワクチン(ファイザー製ワクチン)を接種出来ない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方

2 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日(水)正午(日本時間)以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。

[https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

3 詳細は下記リンク先の外務省ホームページをご覧ください。

外務省 HP : <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

### 【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail: [sceoj@pm.mofa.go.jp](mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp)

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>